

指定児童発達支援事業者等に義務付けられる安全対策に伴う国庫補助

令和5年1月23日現在

省令による義務付けの内容	義務付けの対象事業者	対応する補助	補助内容
安全計画の策定	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所（多機能事業所を含む）の運営者	登園管理システム支援 （例示：登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するためのシステム。もしくはこうした機能を含む複数の業務支援機能を持つパッケージ型の IT システム。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象経費上限額 1 事業所あたり 20 万円（併せて端末購入を行う場合は 70 万円） ・ 補助額 対象経費上限額の範囲内で、事業者負担 1/5 ・ 補助対象 適切な登園管理を行うため、施設の安全計画等において明記された登園管理システムの導入
		ICT を活用した子どもの見守り支援 （例示：事業所等の管理下にある活動において、GPS や IC タグなどの技術を用いて子どもの状況や居場所を把握し記録するなど、子どもの見守り業務を支援する IT システム。もしくはこうした機能を含む複数の業務支援機能を持つパッケージ型の IT システム。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象経費上限額 1 事業所あたり 20 万円 ・ 補助額 対象経費上限額の範囲内で事業者負担 1/5 ・ 補助対象 ICT を活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器
自動車を行う場合の児童の所在確認		（本項に直接該当する補助はない）	
送迎を目的に自動車を日常的に運行する場合の児童の見落としを防止する装置の設置等	児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（多機能事業所を含む）の運営者	送迎用自動車の改修支援（児童の見落としを防止する装置の設置に対する補助）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象経費上限額 未定（約 18 万円～約 20 万円の定額） ・ 補助額 定額の範囲内で全額国費補助（事業者負担なし） ・ 対象車両 送迎用に供している車両 3 列目の座席を使用しているワンボックス車以上の大きさの車。リース等事業者が保有していない車を含む） ・ 補助対象の装置 国土交通省が定めたガイドラインを満たす製品として、国が発表したリストに掲載のもの（リスト発表時期は未定）

(参考) 今後の補助事業の想定手続き

1 補助金交付申請の手続き (現時点での予定であり、正式な内容は今後通知する。)

(1) 申請書類

現時点で次のものを想定。

- ア 申請書類 (今後通知予定)
- イ 物品等の見積書 (1 者を想定)
- ウ 補助金振込先口座届出書
- エ 補助金振込先通帳の名義人名及び口座種別、番号等が判明する欄のコピー等
- オ 送迎用自動車の改修支援に係る資料
 - (ア) 車検証写し
 - (イ) 所有者同意書 (リース等による借り上げ車両のみ)

(2) 申請方法

- ア 提出先
県庁障がい保健福祉課あて (電子メールによる提出可。)
- イ 受付期間
令和 5 年 2 月 8 日 (水) ~ 令和 5 年 3 月 8 日 (金)

(3) 交付決定予定日

令和 5 年 3 月 31 日までに各事業所へ交付決定

2 留意事項

- ・ 事業者は、県への申請書類提出後も、**交付決定があるまでは物品等の購入契約等は実施できないこと。**
- ・ 今年度交付決定予定分については、令和 4 年度内の執行が原則であるが、県において令和 5 年度への繰越手続を予定しているため、**事業者においては令和 5 年度中に物品購入や取り付け、セットアップ等必要な作業を行い、引き渡しを受けて補助金を精算すること。**
- ・ 令和 5 年度当初予算や令和 5 年度における補正予算の措置予定はないので、**補助金の利用を希望する場合は、必ず令和 4 年度内に申請を行い、交付決定を受ける必要があること。**